項番	種別	質問	回答
1	対象施設	対象となるのは既存の施設であり、開設されていない施設は対象とはならないか。	既存施設への補助を想定しているので、補助対象とはなりません。
2	見積書	見積書について、複数の提出が必要か。	公的機関の見積の提出が難しい場合は、工事請負業者等の見積を複数提出する必要があります。
3	対象事業	本交付金は施設整備に対する補助であるため、施設に付帯する工事を伴わない内容は対象外です。	
4	非常用自家発電設備整備事業	補助対象とするのは、次のアからウを全て満たすものであること ア　専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの。 イ　電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後７２時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの。 ウ　これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること。 エ　設置した非常用設備等の耐震性が確保されているか留意すること。 これらを踏まえ、平時を含めた使用が想定される設備は対象外です。 特に、太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備については、平時における使用が想定されるだけでなく、 ①天候等により非常時において安定的に使用できないことが想定されること ②他の福祉施設（子ども・障害）とこの整理で横並びを取っていること から対象外です。 ※可搬型（ポータブル）の非常用自家発電設備は、施設に設置する工事が伴わない場合は対象外です。 ※施設整備の交付金なので設置工事は大前提ですので、施設に固定しない用途の場合は基本協議不可となります。	
5	給水設備	井戸の掘削費用（新設費用）は補助対象外か。	給水設備整備における井戸の掘削工事について、交付要綱にて土地の整地に要する費用は対象外としているのに加え、当該給水設備整備補助金は、受水槽、地下水を利用するための設備への補助金であり、井戸の掘削は水源を確保するためのものであり、給水設備にあたらないことから対象外としています。
6	換気設備	感染リスクの高い風通しの悪い空間について、施設の構造や立地等により、十分な換気が行えない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置するもの。 これを踏まえ、現に通常の換気（窓を開ける、換気扇を回す等）を行うことができる場合には補助対象外です。改正建築基準法（２００３年７月１日施行）では、全ての居室への換気設備の設置が義務づけられており、また、建築基準法第28条から、窓（またはその他の開口部）が無い居室は通常想定されないため、大部分の施設は、上記の前提条件に該当せず、補助の対象外となります。本事業により補助が想定される場合は、例えば、以下のようになります。 ・窓があるものの、すぐ隣に建物が建ち、全く風が抜けない ・火山灰が降る等、周辺の環境により、常時窓を開けることが困難である場合　等 ○エアコンは一般的に換気機能を有していないため、補助対象外です。 　換気機能を有するものであっても、形状や機能において、エアコンに相当するものは補助対象外とします。	
7	換気設備	【補助対象及び補助対象面積の考え方】 ○補助対象は「居室」に限ります。 ○補助上限（4,000円/㎡）でいう面積は施設全体ではなく、整備を行う「居室」の対象部分のみとなります。 上記の通り、換気設備の設置事業は、現に通常の換気が困難であるなど、やむを得ないものについて補助することを想定しています。	